

石綿取扱！作業従事者特別教育

※労働安全衛生法に基づく特別教育として実施します！

各事業所で働いている方々を対象に、労働安全衛生法に基づく特別教育として事業者により実施します。全日程修了者には、特別教育終了証を交付します。

日 時 令和7年11月10日（月）午後12:30～午後5:00

会 場 陸前高田高等職業訓練校（高田町字馬場前 304 番地 9）

定 員 10名

講義内容 学科 4 時間 30 分
石綿の有害性、石綿等の使用状況、石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置、保護具の使用状況、その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

講 師 労働安全コンサルタント 佐々木富夫 氏

受講料 会員 一人 8,000 円 会員外 一人 10,000 円

※テキスト代を含みます。

※受講料は、原則事業主の負担となります。

申込方法 申込書に所要事項を記入のうえ当協会までお申し込みください。受講料は指定日までに振込又は現金での納付をお願いします。

※ 受講料の納付については、参加者確定後改めてお知らせします。

申込締切：令和7年10月24日（金）午後5時まで

その他

- ・筆記用具をご持参願います。
- ・申込締切後のキャンセルの場合は受講料をお支払いいただくこととなります。
- ・諸般の事情により日程の変更や中止とする場合があります。

問合せ先：陸前高田職業訓練協会 ☎0192-55-3995（Fax 兼用）

現在では建築材料等の石綿含有製品の製造・使用は禁止されていますが、老朽化した建築物の解体工事増加に伴う労働者の石綿ばく露による健康障害の発生が懸念されています。労働安全衛生法では事業者は危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合は特別教育を行うよう規定され、石綿を含む建築物の解体・改修工事を行う業務は、労働安全衛生規則により「危険又は有害な業務」に指定されています。